

平成19年 No. 7

国立大学法人東京学芸大学学長解任規程

承認経過

平成19年 1 月 30 日 学長選考会議 審議承認

国立大学法人東京学芸大学学長解任規程を次のように制定する。

平成19年 1 月31日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第 3 号

国立大学法人東京学芸大学学長解任規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学学長選考等規程（平成16年規程第 50号）第12条の規定に基づき、学長解任の申出について必要な事項を定めるものとする。

(解任の申出)

第 2 条 学長解任の申出は、次の各号の 1 に該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 学長の職務の遂行が適当でないため国立大学法人東京学芸大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認められるとき。

(解任の審査)

第 3 条 国立大学法人東京学芸大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号の 1 に該当する場合は、学長解任の審査を行う。

- (1) 選考会議が前条各号の 1 に該当すると認めるとき。
- (2) 経営協議会又は教育研究評議会から、構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって、選考会議に対して、学長解任の審査請求があったとき。
- 2 選考会議の議長は、前項第 2 号の規定による解任審査請求があったときは、速やかに選考会議を召集しなければならない。
- 3 選考会議は、第 1 項の審査を行うに当たって、当該審査を受ける学長に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 選考会議は、構成員の 3 分の 2 以上の賛成をもって学長の解任を決定する。

(審査の公表)

第 4 条 選考会議は、前条による審査の結果を学長に通知するとともに、公表するものとする。

(文部科学大臣への申出)

第5条 選考会議は、第3条第4項の規定により学長の解任を決定したときは、文部科学大臣に学長解任の申出を行うものとする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学長の解任に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成19年1月31日から施行する。